

武道場使用料

区 分		午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日	
		9:00 } 12:00	13:00 } 17:00	18:00 } 21:00	9:00 } 17:00	13:00 } 21:00	9:00 } 21:00	
奈良市中央武道場	独占使用	主道場	円 3,000	円 4,000	円 6,000	円 8,000	円 11,000	円 15,000
		中道場	1,800	2,400	3,600	4,800	6,600	9,000
		和室	450	600	900	1,200	1,650	2,250
	個(1人当り使用)	中道場	150	200	300			
		和室	150	200	300			
	会議室	450	600	900	1,200	1,650	2,250	
	奈良市中央第二武道場	独占使用	3,000	4,000	6,000	8,000	11,000	15,000
部分使用 (1面につき)		1,050	1,400	2,100				
個人使用 (1人当り)		150	200	300				
会議室		450	600	900	1,200	1,650	2,250	

備考

- 1 使用時間を超えたときの使用料は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき、当該使用料の額の1時間相当額とする。
- 2 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者が使用する場合における使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする
- 3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合は、当該使用料の額の2割増に相当する額とする。ただし、個人使用の場合は、この限りでない。
- 4 市外利用者が使用する場合は又は市外利用者が参加できる大会等で使用する場合は、当該使用料の額の2倍に相当する額とする。ただし、個人使用の場合は、この限りでない。
- 5 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 6 備品その他の使用料については、規則で定める。